

令和2年度大阪府委託訓練事業 企画提案公募にかかる質問と回答

(訓練共通)

問 1) 「企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト」の12ページ、様式第9号 障がい者の雇用状況についての報告書について、「常用労働者が45.5人以上の機関(法人)は、国が定める様式により、各事業所を所管する公共職業安定所に提出した書類の写しを提出すること。(正本・副本の両方に添付。平成30年6月1日現在の状況で公共職業安定所受付印があるもの。電子申請により提出した場合は、申請書をプリントアウトしたもの。)」との記載があるが、記載誤りではないか。

⇒ 「大阪府委託訓練事業(離職者等再就職訓練)に係る企画提案公募要領」の5ページの表の様式第9号の備考に記載しているとおり。

「企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト」の12ページ記載内容は、「常用労働者が45.5人以上の機関(法人)は、国が定める様式により、各事業所を所管する公共職業安定所に提出した書類の写しを提出すること。(ファイルCに添付。令和元年6月1日現在の状況で公共職業安定所受付印があるもの。電子申請により提出した場合は、申請書をプリントアウトしたもの。)」が正しい。

なお、ホームページに修正後の「企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト」を掲載する。

問 2) 就職支援実施体制について、就職支援に関しては複数の担当教員での指導をしているが、現時点でジョブ・カード作成アドバイザー、キャリアコンサルタント等の資格を持つものがない。提案では「無し」と記入するしかないが、今後も大阪府委託訓練事業に参加するのであれば、取得しなければならない資格と考えていいのか。

⇒ 就職支援の実施にあたっては、ジョブ・カード講習を修了し、有効なジョブ・カード作成のアドバイザー証を有する者を1人以上配置することが必要であるが、提案時点において、ジョブ・カード作成アドバイザー証を有する者がいない場合は、訓練開講までに取得することを条件として提案を認める。なお、様式第4-1号の記載にあたっては、ジョブ・カード作成アドバイザー証の有無の項目は、「無」とした上で、訓練開講までに取得することを条件として、取得予定時期を記載して提案されたい。

なお、令和2年度の大阪府委託訓練事業において、キャリアコンサルタントの配置は必須ではない。

問 3) 令和元年12月5日(木)に開催された説明会では、受講生の「雇用保険の手続き」に関しての説明があり、ハローワーク認定日の2日前に受託者が大阪府庁へ受講証明書等の書類を受け取りに来ていただきたいとの説明があったが、以下のことについてどうすればよいか。

認定日の2日前とは、その日限定なのか。また、認定日の2日前までならならいつでも構わないのか。どちらと解釈すればよいか。

また、書類を受け取りに行く際の「交通費」の予算計上は、同一機関(法人)で2つの科目の提案がある場合、各々で交通費を見積もり計上するものと解釈してよいか。

⇒ 受講生の雇用保険の手続きに関しては、現在、ハローワークを管轄する大阪労働局と協議中である。ハローワーク認定日は各月の1日を大阪府からお知らせし、認定日

の2営業日前の日を受託者が大阪府庁（咲洲庁舎）へ受講証明書等の書類を受け取りに来ていただく日として限定して指定する予定である。

また、様式第8-1号を作成する際は、提案する訓練科目番号（アルファベットを含む）ごとに、掛かる経費を計上の上、作成されたい。

問4) 様式7-4号の記載欄1,2に記載されている、「求人ニーズ」と「求職ニーズ」についての解釈であるが、求人ニーズは雇用する側、求職ニーズは訓練生の就職するにあたってのニーズとして分けて併記させていただいてよろしいでしょうか。

⇒ 求人ニーズは雇用する側から見たニーズであり、求職ニーズは求職者側から見たニーズである。

なお、各設問に対する回答の具体的な記載方法については、定めていない。

問5) 「大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）に係る企画提案公募要領」の6及び7ページにファイルの提出方法が記載されているが、昨年まではファイルの表紙に科目名を書いていたが、今回は「科目ごと」と書けばよいのか。それとも、前年通り科目名を記載するのか。

⇒ 記入例のとおり、令和2年度「科目ごと」（提案事業者名）と記載されたい。

問6) 様式第5号「講師名簿」において、講師の人数に応じて、行を追加してもよいか。また、A4用紙2枚以上になってもよいか。

⇒ 行を追加して差し支えない。また、A4用紙2枚以上となっても差し支えない。

問7) 企画提案書類の提出について、同一法人で学校が違う場合には、受付日の予約日程が違っていても良いか。また、機関（法人）ごとの提案書及び添付書類は、それぞれの学校で分けて提出してよいか。

⇒ 出来るだけ、同一日に提出されたい。なお、特段の事情がある場合は相談に応じる。

機関（法人）ごとの提案書及び添付書類は、同一ファイルに綴られたい。なお、特段の事情がある場合は、相談に応じる。

問8) 様式第7-4号「委託訓練カリキュラムの作成に関する調書」について、質問項目に記載されている「把握・分析した求人・求職ニーズ」とはだれを対象としたニーズであり、分析なのか。訓練生からのニーズ、施設からのニーズどちらか、もしくは両方か。

また、カリキュラムと求人ニーズはどういった関係性があるのか。

⇒ 様式第7-4号に記載する求人・求職ニーズについて、求人ニーズとは、科目に関連した職種について、採用する企業側から見たニーズである。求職ニーズとは、科目に関連した職種について、求職側から見たニーズである。

企画提案に求めるカリキュラムと求人ニーズとの関連については、それぞれの提案科目に応じたカリキュラムを作成するにあたって、「大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）に係る企画提案公募要領」9ページに記載しているとおり、「業種、業態に応じた求人・求職ニーズを把握、分析した上、カリキュラムの設定、時間配分等が仕様書に定める訓練目標、仕上がり像に対応しているか。とりわけ、就職困難者が就職できない要因を把握、分析した上で、それぞれの特性に応じた訓練内容となっているか。」を審査基準としている。

問 9) 提案書ファイルの正本の冊数について、1校で2科目の応募をする場合は以下のとおりでよいのか。

「企画提案書(科目ごと)」・・・各科目1冊の計2冊

「企画提案書(訓練実施施設共通分)」・・・科目共通で計1冊

「企画提案書(機関(法人)ごと)及び「添付書類集」・・・科目共通で計1冊の計4冊を提出という理解でよいのか。

⇒ ファイルA 「企画提案書(科目ごと)」について、1機関(法人)で複数の訓練科目番号を提案する場合は、訓練科目番号ごとに、「企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト」の1ページに記載する様式の順にまとめた上で、仕様書に記載する訓練科目番号順に1冊のファイルに綴られたい。

ファイルB 「企画提案書(訓練実施施設共通分)、ファイルC 企画提案書(機関(法人)ごと)及び「添付書類集」についても機関(法人)ごとに各1冊作成されたい。

問 10) 様式第5号について、フォントの指定や縮小可能との記載がないが、適宜調整して作成してよいのか。

⇒ 文字が容易に判別できる程度の変更であれば、変更して差し支えない。なお、同様式においては、用紙1枚に収まりきらない場合は、適宜、行を追加するなどし、複数ページとしても差し支えない。

問 11) 企画提案公募要領10ページの3)に記載する、「障がい者雇用(企業単位)」について、雇用障がい者数のカウントの方法は、常用労働45.5人以上の場合と、常用労働45.5人未満の場合とでどのように違うのか。

⇒ 常用労働者45.5人以上の場合は、法定雇用率2.2%を超える場合とし、常用労働者45.5人未満の場合は、1人以上障がい者を雇用している場合とする。

問 12) 企画提案公募要領9ページの1)に記載する、「公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を受けている。」について、弊社では「質保証取組マーク付与制度(仮称)平成28年度トライアルテスト」の認定を受けているが、「あり」とみなされるのか。

⇒ 平成28・29年度におけるトライアルテストの認定については、「あり」とみなさない。

問 13) 同一の機関(法人)の別施設で【知識等習得コース】【企業実習付コース】と【長期高度人材育成コース】の申請を考えているが、企画提案書ファイルCにおいて、提出する様式がそれぞれ違うものがあります。同法人ではあるが、別ファイルでの提出でもよいのか。

⇒ 機関(法人)ごとに1冊のファイルにまとめて綴られたい。なお、提案書提出にあたり、特段の事情がある場合は、相談に応じる。

問 14) 使用予定の教科書の中で、改版のため4月以降新版(4版から5版へ)に変わることを出版社に確認済みであり、現時点で改版前のもの(4版)が手元にある。その4版の表紙のコピーを添付書類とすることは可能でしょうか。

⇒ 様式第6-1号の備考欄にその旨を記載されたい。

問 15) 提案科目について、同一の機関（法人）であっても、例えば知識等習得コース仕様書のR01 Web デザイナー科において区分されている「A」・「B 託児付」・「C 託児付」を全て提案できるのか。

また、提案できると仮定した場合、企画提案書ファイルAにおいて「科目ごとの提案書類」とありますが、例えば Web デザイナー科で「A」と「B 託児付」を提案するとした場合に、ひとつのファイルに「A」と「B 託児付」を綴じるのか。それとも「A」はそれのみでファイルAを作成、「B 託児付」はそれのみでファイルAを作成するのか。

また、ファイル「B」、「C」は、1科目ごとの作成ではなく、1事業者につき1冊作成するのか。

⇒ 訓練科目番号（アルファベットを含む）が異なるのであれば、同じ機関（法人）であっても提案は可。なお、ファイルAは機関（法人）で1冊とし、異なる訓練科目番号の提案様式は訓練科目番号ごとにまとめた上で、仕様書に記載する訓練科目番号の順に1冊のファイルに綴じられたい。

ファイルB及びCは、1事業者で各1冊作成されたい。

問 16) キャリアコンサルティングを訓練時間に加えて良いという仕様書の記載より、例えば就職支援の時間にキャリアコンサルティングを実施してもよいのか。また、訓練時間に加えるということになる場合、訓練受講時間のカウントはどのようにすればよいか。

⇒ 就職支援の時間にキャリアコンサルティングを実施して差し支えない。なお、キャリアコンサルティングに要する時間は、就職支援に関する総訓練時間に含めて差し支えない。

問 17) 知識等習得コース、大型自動車一種運転業務従事者育成コース、企業実習付コースを提案するにあたり、選考試験の面接試験室の部屋の条件（広さ等）はあるのか。

⇒ 特に条件はないが、1面接室あたり、面接官2名、受験者1名を想定して確保されたい。

問 18) 様式第4-2号「平成29年度・平成30年度に実施した訓練における就職状況」の中で、国の求職者支援訓練で、基礎コースを修了してそのまま実践コースに進んだ訓練生は修了者に含めるのか。

⇒ 受講者数、中退者数及び修了者数から実践コースに進んだ訓練生の人数を差し引いて記載されたい。

問 19) 今回提案予定の教室（学校）は、現在賃貸契約条件を交渉中であるので、提案書類受付時に契約書を出すことができない。最終の企画提案書類受付日である12月26日までには出せると思うが、その時に提出するということがよいか。

⇒ 受付時にその旨申し出た上で、受付期間中に提出できる場合は、追加提出されたい。なお、受付期間中に提出できない場合は、開講前までに契約する旨の誓約書を提案者名で作成し、押印の上、提出されたい。

問 20) 「大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）に係る企画提案公募要領」10ページ「(2) 審査基準」内の『2 就職支援体制・就職支援内容』に記載の『厚生労

働省の「ハローワーク求人情報オンラインサービス」に登録し、求人情報のダウンロード内容が閲覧可能なパソコンが5台以上設置している』で設置していると加点となりますが、各訓練生に割り当てられている授業用のパソコンにて、上記ダウンロード内容を見れるようにすることで、加点となるか。現在、Webシステム化しており、そのURLを訓練生に公開することで、訓練生が情報を閲覧できるようにする想定をしている。

⇒ 各訓練生に割り当てられている授業用のパソコンとは別に設置されたい。

問 21) 様式第4-2号(平成29年度、平成30年度に実施した訓練等における就職状況)において、平成29年度、平成30年度の就職状況の記載は平成29年1月1日～平成30年12月31日までに開講又は修了した訓練を対象とすればよろしいか。

⇒ 平成29年度の欄には、平成29年度(H29.4.1～H30.3.1)に開講した訓練で提案書提出時点で就職率が集計できている訓練を記載し、平成30年度(H30.4.1～H31.3.31)の欄には、平成30年度に開講した訓練で提案書提出時点で就職率が集計できている訓練について記載されたい。

問 22) 様式第9号「障がい者の雇用状況についての報告書」の「常用雇用障がい者数の総数」は、常用労働者数が45.5人未満の場合、いつ時点の総数を記載すればよろしいか。

⇒ 提案書提出時点の数字を記載されたい。

問 23) 常用労働者数が45.5人未満の場合、障がい者雇用を証明する書類の提出は必要か。

⇒ 証明する書類の提出は必要ない。なお、選定された場合、訓練開始前に現地確認をする場合がある。

問 24) 「大阪府委託訓練事業(離職者等再就職訓練)に係る企画提案公募要領」9ページの「(2)審査基準」内の「1 訓練実施体制・訓練内容・カリキュラム内容」に記載の「障がい(精神・発達)のある受講生への支援体制が整っているか。(相談スタッフ、クールダウンのスペース確保等)」とあるが、相談スタッフの資格や経験等は求められるか。また、資格証等の提出は必要か。
また、上記について、クールダウンのスペースがある場合は添付資料の平面図に明示するのか。

⇒ 相談スタッフの資格や経験等は特に求めている。訓練受講中に対応できるスタッフがいれば良い。

また、クールダウンのスペースの平面図は必要ない。

問 25) 「企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト」の3ページ「様式第3-1号 訓練実施機関・施設の概要・運営体制」の「訓練実施施設所在地等」に「貸しビル等の1フロア等で実施する場合はその階まで記入」とありますが、2フロアで訓練を行う場合、2フロアとも記載すればいいのか、それとも事務所のあるフロアを記載すればいいのか。

⇒ 2フロアとも記載されたい。

問 26) 様式第4-2号「平成29年度・平成30年度に実施した訓練等における就職状況」において、求職者支援訓練についても大阪府内だけでなく他府県の実績がすべて必要か。また、記載した実績を証明する資料を添付すべきか。

⇒ 機関(法人)で行ったものは全て記載されたい。なお、証明書類を添付する必要はない。

問 27) 「託児付」コースの場合、様式の訓練科目名に【託児付】を記入するのか。そ

の場合「Webデザイナー科（3か月）【託児付】」の順番でよろしいか。
⇒ 【託児付】【地域枠】等の表示は必要ない。

問 28) 「企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト」1 ページに記載のある提出するファイルBについて、訓練実施施設（校舎）が複数ある場合は別々のファイルに綴るのか、それとも同じファイルにインデックスを付けて1つのファイルに綴るのか。
⇒ 一冊のファイルに綴られたい。インデックスを付けていただけるとありがたい。

問 29) 「大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）に係る企画提案公募要領」9 ページの「(2) 審査基準」において「ISO29990」の取得が加点要素となっているが、同規格は2018年12月に廃止されている。後継規格は取得していないが、取得済みの「ISO29990」の認証期間が残っておれば取得として見なされるか。
⇒ 「ISO29990」を取得済みで、認証期間が残っておれば、取得しているものとする。なお、後継規格の取得がある場合には受付時に申し出て頂きたい。

（知識等習得コース）

問 30) 知識等習得コース仕様書において、訓練科目番号に「★」を付している科目の提案について、例えば、R08★のAコースとE地域枠コースを同一の機関（法人）が別々の訓練実施施設で開講するという提案は可能か。
⇒ 可能。仕様書の訓練科目番号（アルファベットを含む）が異なれば、同一の機関（法人）であっても提案可能であり、それぞれの訓練科目番号ごとに訓練実施施設を変えても良い。《ただし、1 訓練科目番号に対して1 事業者が提案できるのは1 提案（1 施設）のみ》
なお、提案にあたっては、提案する内容が全て受託できる場合を想定して提案されたい。

問 31) 知識等習得コース仕様書において、訓練科目番号に「★」マークを付している科目は、複数の開講月がセットになっているが、仮に受託した場合、同じセットの中で、例えば10月は難波の校舎、12月は堺の校舎で開講するというのは可能か。
⇒ 同一の訓練科目番号のセット内は、同一の訓練実施施設で実施すること。
1 訓練科目番号に対して1 事業者が提案できるのは1 提案（1 施設）のみ。

問 32) 知識等習得コース仕様書において、例えば、R01「Webデザイナー科」で「A」と「B 託児付」を提案したい場合（教室や講師等は複数月開講及び運営できる用意がある。）は、様式第1-1号等にある訓練科目番号の欄は、「R01★AB 託児付」と記入すれば良いか。仕様書の訓練科目番号の欄にある「★」は記載する必要があるか。それとも「R01 A」と「R01 B 託児付」のように開講月ごとに様式を作成するのか。令和元年12月5日（木）の説明会の時に配付された「【知識等習得コース】【大型自動車一種運転業務育成コース】【企業実習付コース】募集科目一覧」には訓練科目番号にABCの開講月ごとの欄がないので、「R01」とだけ書くのが正しいのか。
⇒ 様式第1-1号の訓練科目番号の欄には、アルファベットを含む訓練科目番号ごとに1枚ずつ作成されたい。訓練科目番号の欄には、例えば、「R01A」、「R01B」のように記載し、「★」の記載は必要ない。

問 33) 様式第4-2号は、「※提案する事業者全体の実施した科目の全ての実績を記載

すること。」とありますが、弊社全国分を2年分集めると100コース以上になると
思うが、記入の順番は、県（地域）ごと、開始時期ごと、科ごと等決まりはある
か。1ページでは書ききれない場合は、4～5ページになっても良いか。

⇒ 記入の順番については、決まりはないが、ある程度区分等をまとめていただけると
ありがたい。1枚に収まらない場合は、行を追加して、複数枚で提出されたい。

問 34) 知識等習得コース仕様書の R25「中高年ビジネススキルアップ科（自由提案）(3
ヶ月)【40歳以上の方対象】」の訓練科名は「中高年ビジネススキルアップ科」の
ままということによいか？

⇒ 様式に記載する科目名は「中高年ビジネススキルアップ科（自由提案）(3ヶ月)【40
歳以上の方対象】」のままで良い。ただし、R25、R26、R27の自由提案科目については、
知識等習得コース仕様書R-6ページに記載する、「受講生が正規雇用等の安定就職に
つながると考えられる事業分野・職種について分析した資料（カリキュラムとともに
提出）」には具体的な科目名を記載されたい。

問 35) 知識等習得コース仕様書の R25「中高年ビジネススキルアップ科（自由提案）(3
ヶ月)【40歳以上の方対象】」の開講月が「A：6月～10月のいずれか」になっ
ていますが、開講月は当校の都合で決めても良いということによいか。

⇒ R25、R26、R27の自由提案科目の開講月については、仕様書に記載する開講月の範
囲内で提案されたい。なお、様式第1-1号の「3 訓練科目名」の欄に提案する開
講月を併記されたい。

問 36) 知識等習得コース仕様書の R-9 ページ「13 就職支援の実施」(7)に訓練期間
中のキャリアコンサルティングについて、「訓練設定時間に含めて差し支えない」
との記載があるが、訓練時間中に科目設定をして科目時間中に1人ずつキャリア
コンサルティングの実施が可能であるか。

⇒ 可能である。

就職支援の時間にキャリアコンサルティングを実施して差し支えない。なお、キャ
リアコンサルティングに要する時間は、就職支援に関する総訓練時間に含めて差し支
えない。

問 37) 「企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト」の3ページ「様式第1
-1号 大阪府委託訓練事業企画提案書」において、「2 託児実施施設名」が、
「未定の場合は、「未定」と記載。なお、未定の場合でも訓練開始3か月前には実
施場所を確定のうえ、別途書類を提出すること。」とあるが、提出する書類は、具
体的に何になるか。また、この書類は、提案書提出の際に、託児実施施設が確定
していた場合でも必要か。

⇒ 選定された場合には、概ね訓練開始の3か月前は募集要項を作成するため、その
際に、託児施設の概要（施設名・住所・受入条件等）を提出されたい。提案書提出時
は様式第1-1号に記載できる範囲で構わない。

21-8

問 38) 託児実施施設について、複数の施設で実施し、合計で託児可能人数を3名以上
とすることは可能か。また、その場合、様式第1-1号はどのように記載すれば
よいか。

⇒ 可能。枠内に併記されたい。

問 39) 託児サービスに係る委託費の弊社への支払いは、いつになるか。

⇒ 訓練修了後に提出を求める実績報告書の検査完了後、受託者からの請求に基づき
訓練実施経費とともに支払う。

問 40) 「大阪府委託訓練事業 知識等習得コース 仕様書」R-2 ページ記載の「※託児サービスに係る委託費は、託児サービスを設定した場合に訓練実施経費に加算する。」とありますが、これは、「大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）に係る企画提案公募要領」の 11 ページ「(2) 審査基準」内の『4 見積額(価格点)』は訓練実施経費と託児サービスに係る委託費の合計で点数化されるということか。

⇒ お見込みのとおり。託児付科目の見積額（価格点）は訓練実施経費と託児サービスに係る委託費の合計で点数化する。

問 41) 託児実施施設を確定する時期について、選考試験実施後に託児サービスを希望する受講生が合格していることが確定してから、託児実施施設に正式に託児を依頼したいと考えている。なぜなら、託児実施施設としても、利用者がいない状況で、定員に限りがある中、受け入れ枠を確保しておくのは負担となる。また、託児実施施設について、複数の施設で実施し、合計で託児可能人数を 3 名以上とすることが可能であれば、複数の施設と提携し、受講生が選択できる状況にしておくことは、受講生の利益となる。託児実施施設を訓練受講希望者が、募集期間開始と同時に知るとなると、上記の様な対応は不可能であるが、選考試験結果通知と同時に同時であるならば、対応は可能であると考えるが、託児実施施設を訓練受講希望者が知る時期は、いつになるか。

⇒ 託児実施施設については、設置場所等、訓練受講を決める際の情報であるため、募集開始時には決定しておく必要がある。なお、受託された場合には、概ね訓練開始の 3 か月前には募集要項を作成するため、その際に、託児施設の概要（施設名・住所・受入条件等）を提出されたい。

問 42) 「大阪府委託訓練事業 知識等習得コース 仕様書」の自由提案科目（R25、R26、R27）について、訓練科目番号の「A」・「B」・「C 託児付」をそれぞれ内容の異なるカリキュラムで提案することは可能か。

⇒ それぞれ別のカリキュラム作成して提案することは可。

問 43) 「企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト」10 ページには「R26 の短時間訓練科目」で必要に応じて 1 か月未満の企業実習を組み合わせる等と記載があるが、企業実習付コースと同様に実習先の一覧を添付するのか。

⇒ R26 で企業実習を付ける場合は、実習先の一覧の添付は不要。
なお、選定された場合は、訓練開始の約 3 か月前に実習先の一覧表を提出されたい。

問 44) 地域枠以外の訓練科目を提案する場合、訓練実施施設は堺市内でもよいか。

⇒ 「地域枠」としていない訓練科目番号の提案にあたっての訓練実施施設の所在地は大阪府内（大阪府域を含む。）であれば良い。

問 45) 託児付の訓練科目において、託児施設は提案者が経営をしていない外部の託児所等でも可能か。

⇒ 可能である。
託児付科目の託児サービスの提供については「大阪府委託訓練事業 知識等習得コース 仕様書」の R-10 ページに記載のとおり。なお、訓練実施施設外で託児サービスを提供する場合の託児実施施設の場所は訓練実施施設から徒歩で通所が可能な適切な距離にあることが必要。

問 46) 「大阪府委託訓練事業 知識等習得コース 仕様書」の自由提案科目（R25、R26、R27）について、訓練実施施設を大阪市内以外で設定して提案することは可能か。

⇒ 「地域枠」としていない訓練科目番号の提案にあたっての訓練実施施設の所在地は大阪府内（大阪府域を含む）であれば良い。

（企業実習付コース）

問 47) 企業実習付コースの企業実習中の訓練時間について、総時間がカリキュラムの記載通りであれば、企業毎の事情によって1日の訓練時間及び開始時間・終了時間を別々に設定することは可能か。

(例)

A社は6時間(9:00~16:00、休憩12:00~13:00)×18日

B社は6時間(10:00~16:45、休憩12:00~12:45)×18日

C社は8時間(9:00~18:00、休憩12:00~13:00)×13日+2時間(10:00~12:00)×2日

⇒ 別々に設定して差し支えない。ただし、企業実習の訓練時間数は108時間とすること。

問 48) 企業実習付コースの企業実習先について、求職者支援訓練では、「企業実習を設定するにあたっての留意事項」の「2 実施主体」に、「訓練実施機関が訓練内容に関連する事業を行っており、受入体制が整っている場合には、訓練受講者定員の50%を上限として、訓練実施機関自らの職場を企業実習先に設定することもできます。」という記述がありますが、大阪府委託訓練事業では同様に考えてよいか。

⇒ 企業実習付コースにおいて、企業実習は受託者が企業やNPO法人等に再委託して実施することを原則とする。ただし、ご質問の内容のように、受託者自らが訓練内容に関する事業を行っており、受入体制が整っている場合には、様式第1-1号に企業実習受入先として記載されたい。なお、求職者支援訓練のような上限は設けていないが、企業実習先の設定にあたっての詳細については、選定後、訓練開始前までに大阪府と協議されたい。

問 49) 企業実習の受入先企業に自社は可能か。また、可能な場合、制限などはあるのか。

⇒ 問 48 の回答参照。

問 50) 企業実習先について、大阪府下以外の企業を選定することは可能か。

⇒ 企業実習を行う際の実習先の所在地は原則として、大阪府内とする。なお、選定後において、大阪府内の実習先の確保が難しい場合、通所可能な範囲で選定も可とするが、訓練前に事前に大阪府と協議されたい。

（長期高度人材育成コース）

問 51) 長期高度人材育成コース仕様書（介護福祉士資格コース・保育士資格コース）の2ページに記載する介護福祉士資格コースは、訓練実施施設の所在地により訓練科目番号及び定員が定められているが、受講希望者は、居住地を管轄するハローワーク以外の地域へ申し込みができるのか。例えば、阿倍野区在住の受講希望者は大阪市北部の訓練校へ申し込みができるか。

⇒ 受講を希望する者は、申込受付期間内に原則として居住地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に相談のうえ、訓練を申し込むこととなる。これは従来から変更はない。よって、例えば、阿倍野区在住の受講希望者は、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）を通じて申込ができる。

問 52) 長期高度人材育成コース仕様書（その他の資格コース）の L04 言語聴覚士資格コースの企画提案にあたり、授業時間が月曜～金曜の平日夜間 18:00～21:10、土曜昼間 9:00～16:10 の昼夜間部の学科は提案可能でしょうか。

⇒ 同仕様書の L-11 ページ、10 の(1)訓練時間の設定において、「原則として、養成施設として所管する大臣等の指定等を受け」ているものを標準としているが、夜間又は土日のみ訓練を実施する訓練は大阪府委託訓練事業の対象としていないため、提案できない。

問 53) 長期高度人材育成コースの「精神保健福祉士資格コース（1年間）」において、月曜日～金曜日が 18:30～21:40、土曜日が 14:30～21:10 に授業を行う夜間開講の学科で、委託訓練事業として提案は可能か。

⇒ 長期高度人材育成コース仕様書（その他の資格コース）の L-11 ページ、10 の(1)訓練時間の設定において、「原則として、養成施設として所管する大臣等の指定等を受け」ているものを標準としているが、夜間又は土日のみ訓練を実施する訓練は大阪府委託訓練事業の対象としていないため、提案できない。

問 54) 長期高度人材育成コースの訓練時間・カリキュラムについて、仕様書の規定内であれば、学則等で規定する本科生のカリキュラム全てを訓練に入れず（※目指す資格の取得等に直接関わらない科目もあるため）、別科生用として訓練時間・訓練カリキュラムを設定し、共通科目において同一環境下で訓練を実施することは可能でしょうか。

⇒ 仕様書に記載する訓練時間、総訓練時間及びその他の内容を満たした上で、養成施設としての国家資格の取得や、所管大臣の認定する課程の履修に影響がないのであれば提案は可とする。

問 55) 長期高度人材育成コースの提案について、様式第 1-2 号に記載する各訓練科目番号の定員については、それぞれの仕様書に記載されている各訓練科目番号の定員内で提案人数を自由に設定しても構わないのか。

⇒ 仕様書に記載している訓練科目番号の定員は定数であり、記載されている定員以外の提案はできない。

問 56) 長期高度人材育成コースの提案にあたり、様式第 6-2 号について、本年 10 月に消費税が改定されたことにより、受講生の自己負担となるテキスト・参考書等が提案時から変更になる可能性がある。その場合、自己負担の金額を変更して受講生から徴収しても構わないのか。

⇒ 提案書には、消費税率改定による改定後価格を記載されたい。なお、原則として提案選定後に受講生の自己負担額が増加する変更は認めない。

問 57) 長期高度人材育成コース仕様書（その他の資格コース）の L-9 ページでは、情報セキュリティ管理者資格コースは、訓練科目番号が L03 の「A」と「B」に分かれています。同一の機関（法人）が「A」と「B」を同時に提案することは可能か。それともどちらかしか提案できないのか。また、可能な場合は、各様式科目名の欄の記入について、「情報セキュリティ管理者資格コース（24 か月）(A)」もしくは、「情報セキュリティ管理者資格コース（24 か月）(B)」と記入するのか、

または、各様式訓練科目番号で、「L03-A」、「L03-B」などと記入すればいいのか。

⇒ 同一の機関（法人）において、AとBの両方の提案は可。

また、各様式の記入については、それぞれの訓練科目番号ごとに作成し、ファイルAに綴られたい。（「企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト」の1ページを参照されたい。）

なお、ファイルAに綴る各提案様式の訓練科目番号の欄には「L03A」または、「L03B」と記載し、訓練科目名の欄には「情報セキュリティ管理者資格コース」と記載されたい。

問 58) 長期高度人材育成コース仕様書（介護福祉士資格コース・保育士資格コース）の2ページに記載する介護福祉士資格コースは、訓練実施施設の所在地がエリア分けをされている。例えばL01の「D大阪市南部」エリアでは定員が20人とされているが、企画提案にあたって、訓練実施施設が提示する定員が20人に満たない場合、不足分の訓練生の受け入れのため、2校が受託することはありえるのか。

⇒ 仕様書に記載している各訓練科目番号の定員は定数であるため、記載している定員以外の提案は認めない。したがって、「L01 D大阪市南部」を提案した事業者の中から、最優秀提案者を選定する。

問 59) 長期高度人材育成コースの「保育士資格コース（2年間）」において、月曜日～金曜日が18:00～21:00、土曜日が14:30～21:10に授業を行う昼夜開講の学科で、委託訓練事業として提案は可能か。

⇒ 長期高度人材育成コース仕様書（介護福祉士資格コース・保育士資格コース）のL-3ページ、10の(1)訓練時間の設定において、「原則として、養成施設として厚生労働大臣、都道府県知事の指定を受けた内容を標準とする。」としているが、夜間又は土日のみ訓練を実施する訓練は大阪府委託訓練事業の対象としていないため、提案できない。

問 60) 様式第6-2号及び様式第6-3号「受講生の自己負担となるものの一覧表（長期高度人材育成コース）」において、教材数等に応じて、行を追加しても問題ないか。また、A4用紙2枚以上になっても問題ないか。

⇒ 行を追加して差し支えない。また、A4用紙2枚以上となっても差し支えない。

問 61) 様式第7-3号「委託訓練カリキュラム」について、ホームページからダウンロードした様式の番号が、様式第7-4号となっているが、様式第7-3号という認識で間違いはないか。

⇒ 長期高度人材育成コースのカリキュラム様式は様式第7-3号が正しい。ホームページに正しい様式を掲載する。

問 62) 本校は、デザイン専門課程（文化教養分野）に属するが、設置する学科には、工業分野の内容と同じ産業デザイン（インテリア・プロダクト）学ぶ職業実践専門課程の学科があるので、L06自由提案科目（工業分野）でも提案が可能か。

⇒ 専修学校設置基準第二章第二条に定める専修学校の目的に応じた区分を提案区分とする。

問 63) 様式第7-3号の記載方法について、

(1) 1枚に収める必要があるため、書ききれない場合は、学則に対する科目をある程度集約して記載するという対応でよいか（例えば、科目名の後でⅠ・Ⅱなどの番号が付されているものを集約してよいか）。また、科目名が長い場合などは、略称を用いるなどして対応してよいか。

(2) 時間数の記載方法について、『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』の11ページの「訓練時間総合計」の説明において、「本科生と同じクラスに編入して実施する場合の1時限当たりの訓練時間が90分の場合には、1.5時間とすること」とありますが、本学では、いわゆるスクールアワーでカウントしているため、90分授業＝2時間となる。そのため学則との齟齬が出てきますが、どちらに合わせて記載したらよいか。

⇒ 同種の科目については、様式に収まるようにある程度、集約し、略称を用いて記載して差し支えない。また、訓練時間については、1単位時間90分を2時間として換算して差し支えない。

問 64) 様式第 6-2 号、6-3 号に添付するテキスト価格等について、現在保有するものは昨年度に購入したため、消費税額が 8%で表記されています。添付書類に手書きで新しい価格を補記する形でよろしいでしょうか？

⇒ 添付書類に手書きで新しい価格を補記して添付されたい。なお、出版社のホームページ等で新価格が表示されたテキストの表紙、裏表紙等が入手可能であれば、添付されたい。

問 65) 「長期高度人材育成コース」で複数科目を提案する場合（例えば、介護福祉士資格コースで「A+B」保育士資格コースで「C+D」など）は、企画提案書類はそれぞれ必要か。

⇒ 「企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト」の1ページに記載する「A：科目ごとの提案書類」については、訓練科目番号（アルファベット含む）ごとに作成されたい。